

令和元年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和元年10月11日（金）午前10時～ 場所：久留米市役所3階308会議室）

1 前回会議の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 生活支援第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

- (2) 介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて

【健康福祉部介護保険課】

- (3) 福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、

ア 市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【市民文化部市民課】

イ 住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【商工観光労働部観光・国際課】

3 その他

令和元年度第2回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：令和元年7月12日（金） 午後1時00分～午後3時00分

場 所：市役所3階 308会議室

出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、松尾委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上8名（欠席：日野委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

* 意見や異論等はなく、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

本市が保有している食品営業許可業者、第一動物取扱業者及び理美容業者に係る個人情報を佐賀税務署に対し、オンライン結合等により提出することの、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所衛生対策課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健所衛生対策課（山口課長、轟主査）

—資料をもとに保健所衛生対策課から説明（資料10ページ中第一動物取扱業者は第一種動物取扱業者の誤りであるため、資料の記載内容を訂正）—

（A委員）同じ理由で福岡県税事務所にも提供されるのか。

（実施機関）県へは提供していない。

（B委員）提供先は久留米税務署ではないのか。

（実施機関）久留米市内で営業している方の徴税の管轄が佐賀税務署であるためである。

（C委員）この業種に限っての管轄か。

（B委員）業種によって関わり方の制度が違うのか。

（実施機関）そのあたりはこちらも把握していない。

（D委員）検疫、税関の関係で港や空港のあるところに主要税務署があると聞いたことがある。そのため佐賀なのではないか。

（C委員）所管が佐賀税務署である理由について教えていただきたい。

（事務局）実施機関で調べた内容を次回の定例会で事務局から報告する。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 2】

令和元年5月13日付1答申第2号にて答申を受けた健（検）診予約者情報及び受診者の過去の健診結果情報を健（検）診委託事業者へ提供するためのオンライン結合等について、提供方法に閉域回線に接続できる専用端末を介した情報提供を追加することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【健康福祉部保健所健康推進課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：保健所健康推進課（吉塚課長、古賀）

—資料をもとに保健所健康推進課から説明—

（C委員）通常のやり方とどう違うのか。

（実施機関）SIM認証を行った端末としかつながらないシステムにしている。基本的にはスマートフォンが使う回線と同じものを使うのだが、つながる先が一つだけ、というイメージである。

（B委員）これまで事務をされる中で、大きなトラブルはあったか。

（実施機関）特にない。ただ、報道等によれば、他の自治体において運搬途中の事故等が生じたケースはあるようだ。

（B委員）民間ではデータ紛失等の話を耳にする。

（実施機関）現在、情報を入れたUSBを人が運搬しているため、途上での事故が可能性として起こり得る。ほぼ専用回線に近い、閉鎖された中でのデータのやりとりならば、そのようなリスクは防ぐことができる。セキュリティ上の不安解消にもなり、また、業務上の負担軽減にもなる。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

久留米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【総務部総務課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：総務部総務課（林田課長補佐）、男女平等政策課（佐々木）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

（C委員）これまでは要支援者の情報をどのように管理していたのか。

（実施機関）一つのシステムを各課で利用していたので、窓口対応した所管課で入力した情報が他課にも伝わり、情報を共有できていた。

（C委員）今回の条例改正により効率的に行いたいという趣旨か。

（実施機関）今後は利用するシステムが課ごとに異なり、情報の反映ができなくなるので、情報を共有するための改正である。

(B委員) マイナンバーの利用はそういった流れにあるのか。方向性としてマイナンバーを使うということでウエイトを占めているのか。

(事務局) マイナンバーの利用は税と社会保障、災害対策の分野に限られている。利用できる事務は法で定められており、それ以外で利用する場合は条例に定めなければならない。今回は、法には直接定めがないが、システム契約を変更するに当たり、DV被害者等の支援を必要とする人であるという情報の庁内での共有方法を検討した結果、要支援者の情報が加害者等に渡る危険性を防ぐためには、個々の業務システムへの情報提供をできるだけタイムラグがないように行う必要があることから、マイナンバーを利用するしかないと判断した。そのための今回の改正である。

(E委員) 今のシステムはいつまで使えるのか。

(実施機関) 今年の12月までである。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件4】

有線放送事業アンケート調査実施に伴うアンケート対象者を抽出するに当たり、市が保有する住民基本台帳の個人情報を利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項）について

【市民文化部市民課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）、田主丸総合支所地域振興課（吉岡課長補佐、佐藤）

—資料をもとに市民課から説明—

(C委員) 有線放送は田主丸地域以外にもあるのか。

(実施機関) 田主丸地域だけである。

(B委員) アンケートの内容は決まっているのか。

(実施機関) 本来であればアンケートの内容まで本日お示ししたかったのだが、まだ最終的に決定していない。平成21年度に同様のアンケートを実施しているが、それから10年が経っている。現状の課題等を盛り込んだ内容にする予定である。

(B委員) 何を目的とするアンケートなのか。聞かせていただけるのであれば教えてほしい。

(実施機関) 有線放送は、田主丸地域の方々には一定有効活用されているが、全市的に見ると、受益者は田主丸地域の住民だけである。そのような中で市がどこまで費用を負担すべきなのか、検討を進めたいと考えている。そのために、有線放送の活用方法、活用の有効性等について検討の材料を得るため、アンケートを実施したい。例えば、若年層と高齢者とでは利用の程度も違ってくる。また、有線放送により災害情報も提供しているが、昨今の大雨等ではケーブルが切れて、必ずしも有用ではなくなっている。そこで、どの程度利用しているのか、どのような情報を得るために利用しているのか、費用負担についての意見等について質問したいと考えている。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 5】

久留米市立小学校の児童数推計及び要因調査分析業務において、氏名以外の住民基本情報をオンライン結合によって委託業者に提供することについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）学校教育課（城戸学務主幹、木下主査）

—資料をもとに市民課から説明—

（C委員）小学校の児童数と異動した場合の要因について調査するもので、個人を特定するわけではない、ということでしょうか。

（実施機関）そうである。

（E委員）提供する情報は、現在の情報なのか。

（実施機関）過去からの経過を含む情報である。

（E委員）何年分提供するのか。

（実施機関）現在、協議の最中だが、予定しているところでは2012年以降の分である。

（B委員）なぜ10校に限っているのか。

（実施機関）市全体は少子化傾向にあるが、中心部では児童数が増加しているところもある。このまま児童数が増加すれば施設が足りなくなる可能性があるため、そのような状況を見据えてどのような施策を講じればよいかの材料とするために、増加している校区を含めた周辺の10校区を対象にして調査を実施したい。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の審査について

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

実施機関：市民課（中川原課長、平林）

—資料をもとに市民課から説明—

（F委員）テクノカルチャーと富士通でどう役割が変わるのか。

（実施機関）住基システムのベンダーがテクノカルチャーから富士通に変わるということである。

（B委員）パブリックコメントでの意見提出はなかったのか。ホームページに掲載したのか。

（実施機関）そうである。ホームページへの掲載のほか行政資料コーナーへの資料の設置や、広報くろめへの掲載を行った。行政資料コーナーに設置した資料の数は減っているがコメントの件数は0件であった。

（F委員）他の自治体で、システムの変更によるパブリックコメントをし、意見があったところはないのか。

(実施機関) 他の自治体でも実施しているが、件数は把握していない。そもそもどのような内容ですか、というお尋ねはあり、一定関心もあるように思われるが、意見までは結びつかなかったと考える。

(F 委員) このような専門性の高い分野について、例えば、県や国の機関が監査するとか、そのような制度はないのか。

(事務局) 国の個人情報保護委員会によって、マイナンバー事務の取扱いについては一定の監督がなされている。

(C 委員) このような専門的な分野についてはなかなか審査が難しい。特別な専門家の委員会等で検討していただいた方がより有効ではないか、という印象を受ける。

(事務局) もともとの評価書自体は平成 26 年度に一度承認をいただいたものである。システム入替による変更点について、不具合の危険性等のご意見がなければ、問題があるという意見はない、という主旨で承る。

* 他に質問や意見等はなく、審議会として特別な意見はないという結論になる。

4 平成 30 年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告（通年）

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

—事務局から報告（資料 140 ページ中一番下の項の条例該当号は 1 の誤りであり、159 ページ目的外利用の件数は市長 1 件、合計 2 件の誤りであるため、資料の記載内容を訂正）—

(F 委員) 情報公開・個人情報保護審査会の状況を見ると教育部が多いが、適切な事務がなされているのか。

(事務局) ここには審査会の開催状況を記載している。案件としては 2 件で、そのうち 1 件は平成 29 年度からの継続案件である。ただ、答申としては、開示できる部分もあるという判断がなされたので、もう少し丁寧に文書の内容を精査し、全部不開示ではなく、開示すべき点は開示するという対応が必要だったのではないかと、という反省点は確かにある。

* 他に質問や意見等はなし。

5 平成 30 年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告

事務局：舞弓主幹、林田課長補佐、中島、渡邊

—事務局から報告—

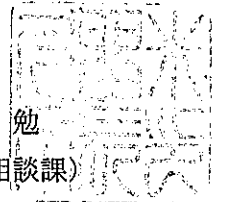
* 質問や意見等はなし。

以上

1 家 第 6 4 8 号
令和元年 10 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(子ども未来部家庭子ども相談課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

生活支援第 1・2 課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について



【諮問案件】

生活支援第1・2課が生活保護費の算定事務を行うに当たって、当課が所管する母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する個人情報を目的外利用することに関し、公益上の必要の有無（条例第9条第3項第4号）について

【子ども未来部家庭子ども相談課】

○業務の概要

母子父子寡婦福祉資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に基づき、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定、自立の促進及びその子どもの福祉の増進を図ることを目的として、修学、生活資金等12種類の貸付を行い、一定期間経過後に償還を受けるものであり、当該業務は当課が所管している。

この貸付事業を利用している生活保護受給世帯（以下「被保護世帯」という。）の収入認定においては、貸付事業による貸付資金は収入として認定せず、また、貸付資金の償還金についても、収入から経費として控除している。（次ページ「※参考」及び別紙「保護の実施要領」参照）

しかしながら、これらの控除は自己申告に基づき行っているため、貸付の有無や償還の状況について、正確に自己申告を行っていない世帯が存在する可能性がある。そのため、当課が保有している貸付事業に関する個人情報を、生活支援第1・2課（以下「生活支援課」という。）の所管である生活保護の実施における収入認定業務に目的外利用することで、貸付の有無や償還の状況について確実に把握し、収入認定時の貸付資金の適切な除外や貸付償還金の適切な控除のための確認作業を正確に行うこととしたい。

○目的外利用する個人情報の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付システムで保有する貸付に関する情報のうち、個別宛名番号（＝住民コード）、貸付決定番号、申請日、貸付決定年月日、貸付開始年月、貸付終了年月、貸付金額、貸付済額、償還期間、償還金額、償還未済金額

○公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

現在、生活支援課では、被保護世帯の貸付事業による貸付の有無や償還の状況については、被保護世帯からの自己申告のみに頼っているため、全てを正確に把握できているとは限らない。この点、当課が生活支援課に対しシステムによる情報提供を行うようにすれば、貸付事業に関する情報を生活支援課において正確に把握することが可能になる。

このことにより、償還金を適切に控除でき、適正な生活保護費の支給につながる。加えて、当課においては生活支援課による貸付利用世帯に関する収入認定業務の適切な遂行により、貸付資金の適正な償還につながることも期待される。以上の理由により、公益上の

必要性があるとする。

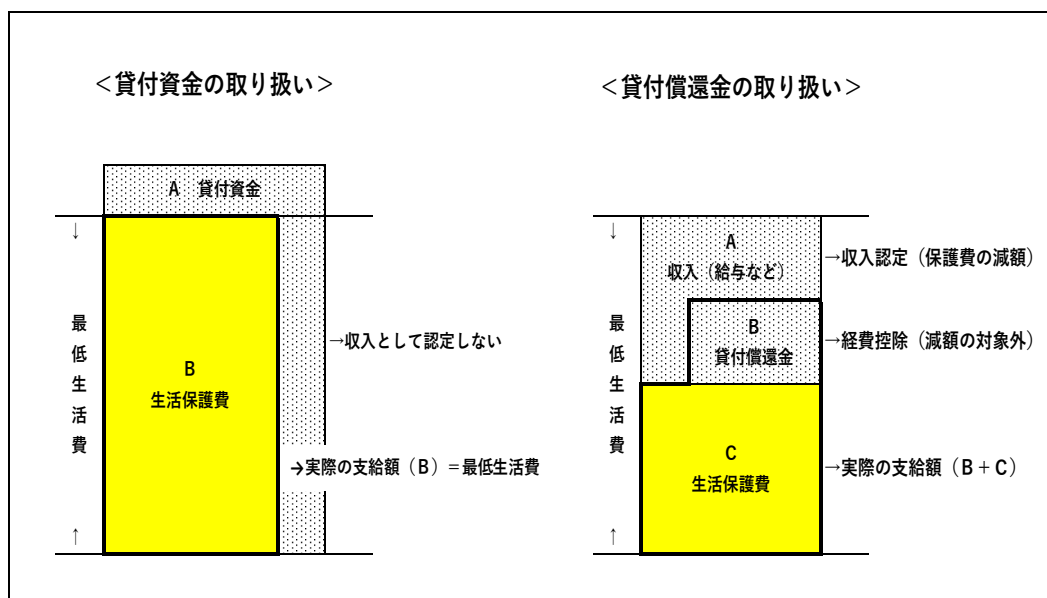
○実施時期

令和2年1月から

○目的外利用した旨の本人通知

収入認定除外の結果として生活支援課から本人に保護費決定通知を送付する際に、母子父子寡婦福祉資金の情報を利用した旨をあわせて通知する。

※参考



<別紙>

「保護の実施要領」（地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準）

第 1～第 7 省略

第 8 収入の認定

1～2 省略

3 認定指針

(1)～(2) 省略

(3) 収入として認定しないものの取扱い

○厚生労働事務次官通知 第 8－3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア～イ 省略

ウ他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

○厚生労働事務次官通知 第 8－3

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要なやむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア～イ 省略

ウ他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金
エ～ク 省略

○厚生労働省社会・援護局長通知 第 8

4 その他の控除

(1)～(2) 省略

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえ、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付を受けた者又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人若しくは身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具又は災害により損害を受けた者が当該災害により生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する家具什器を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金、国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付金並びに厚生年金の受給権を得たために支払う必要が生じた共済組合等から過去に支給された退職一時金の返還のための貸付資金については、当該世帯の全収入）から控除して認定すること。

1 介保第 1462 号
令和元年 9 月 26 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部介護保険課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて



【諮問案件】

介護保険事業計画策定のための基礎調査として実施している「久留米市在宅介護実態調査」の分析業務委託に当たり、介護保険受給者に係る介護保険認定情報の提供をオンライン結合等（磁気記録媒体）により行うことについて、公益上の必要があるか否か、及び個人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かについて

【健康福祉部介護保険課】

○業務の概要

本市では、法に基づく第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けての実態把握のために、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」という観点から、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、「久留米市在宅介護実態調査」を実施している。

当該調査は介護保険認定情報と関連付けた分析を行うことを前提としており、通常アンケート調査では把握が困難な、客観的なデータに基づいた分析等を行うことが可能である。当該調査は、要介護認定の更新時等に行われる認定調査の機会を活用して実施しており、市雇用の認定調査員（嘱託職員）及び認定調査業務を委託している久留米市社会福祉協議会雇用の認定調査員が直接調査票の配布及び回収を行っている。

当該分析に当たっては、要介護認定業務のために取得している介護保険認定情報と調査により取得した情報を事業者に提供する必要があるが、介護保険認定情報の利用については本人の同意を得ており、これらの情報の提供については分析業務の委託によるものであるため、今回、事業者が介護保険認定情報を磁気記録媒体により提供することを予定しているため、当該オンライン結合等についての可否を諮問するものである。

なお、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、法律で3年ごとの策定が義務付けられているものである。当該調査は計画策定の際に実施するものであり、今後も同様の手法・条件により委託業者とオンライン結合等を行うことについての可否についても併せて諮問するものである。

○オンライン結合等を行う情報の内容

介護保険認定情報とは、要介護認定者の基本情報、認定調査結果・主治医意見書情報を含む認定審査情報、介護サービスの利用情報等から構成される。分析に当たっては、調査票回答内容と介護保険認定情報とを対象者の被保険者番号で紐付けを行い、不要な情報（被保険者氏名、電話番号等）については、委託業者への提供は行わない。

○オンライン結合等の公益上の必要の有無（条例第10条第1項2号）

(1) オンライン結合等の方法

介護保険認定情報の受渡しに当たっては、市の介護保険事務処理システムからCSV形式でデータの出力を行い、分析には不要な情報

を削除し、データファイルにはパスワードを設定した上で、磁気記録媒体により委託業者の担当者に直接受け渡しを行う。提供を行う介護保険認定情報の構成は別紙1のとおり。

(2) 公益上の必要の有無

介護保険認定情報は、対象者一人におけるレコード数でも膨大な量であり（約300件）、対象者数も約600人と大量であり、当該情報を迅速かつ正確に処理し、効果的な分析作業を行うために、電子計算組織による処理が予定されていることから、オンライン結合等を行うことの他に方法がない。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれがないこと

当該調査の分析業務委託契約の内容において、委託業者の秘密の保持の義務を明記し、業務の処理上知り得た個人情報について、第三者への漏えい及び不当な目的による使用を禁止している。また、委託業者はプライバシーマーク（※）を保持しており、個人情報保護方針を定め、個人情報の適切な取扱いに努めていることから、情報漏えいの危険性は低く、久留米市が当該データの提供を行うことにより、個人の権利利益を侵害するおそれはないものとする。

なお、今後も当該調査を行う際には、プライバシーマークの付与認定を受けていることを受託者の条件とし公募を行い、業務委託契約書に個人情報取扱特記事項を定め、個人情報保護のために必要な措置を行うこととしている。

※ プライバシーマーク

プライバシーマークとは、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

介護保険認定情報データレイアウト一覧（提供分抜粋）

【別紙1】

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
1	連番	○	数値	6	
3	識別コード	○	文字	3	新旧の認定ソフトを識別するコード（注3）
4	保険者番号	○	文字	6	市町村番号（行政区番号）、キー項目1（注4）
5	被保険者番号	○	文字	10	文字は英数字とし、スペース不可 キー項目2（注
6	認定申請日	○	日付	8	yyyymmdd、キー項目3（注4）（注7）
7	枝番	○	数値	1	職権等で認定申請日が同一日になる場合に、主キーを 設定するための項目（0～9の連番）キー項目4
8	申請区分(法令)コード	○	文字	1	（注3）
9	申請区分(申請時)コード	○	文字	1	（注3）
10	取下区分コード	○	文字	1	（注3）
11	被保険者区分コード	○	文字	1	（注2）
12	申請代行区分コード	○	文字	1	（注2）
13	生年月日	○	日付	8	yyyymmdd
15	性別コード	○	文字	1	（注2）
23	前回の認定審査会結果	○	文字	2	認定ソフト2009または認定ソフト2009 （SP3）で入力した前回結果の場合、「要介護状態区 分コード」、前回結果が認定ソフト2006で入力した 前回結果の場合、「認定ソフト2006の認定審査 会結果（前回果のみ）」参照（注2）コード「31： 再調査」、「88：取消」は利用しない（注6）
24	前回の認定有効期間（開始）	△	日付	8	前回の認定審査会結果が「01：非該当」、「99： なし」以外の場合は必須、yyyymmdd（注6）
25	前回の認定有効期間（終了）	△	日付	8	前回の認定審査会結果が「01：非該当」、「99： なし」以外の場合は必須、yyyymmdd（注6）（注7）
26	主治医医療機関番号	○	文字	10	
28	意見書依頼日	○	日付	8	yyyymmdd
29	意見書入手日	○	日付	8	yyyymmdd（注7）
30	意見書短期記憶	○	文字	1	（注2）
31	意見書認知能力	○	文字	1	（注2）
32	意見書伝達能力	○	文字	1	（注2）
33	意見書食事行為	○	文字	1	（注2）
34	意見書認知症高齢者の日常生活自立度	○	文字	1	（注2）
35	調査依頼日	○	日付	8	yyyymmdd
36	調査実施日	○	日付	8	yyyymmdd（注7）
37	指定居宅介護支援事業者等番号	○	文字	10	
41	一次判定日	○	日付	8	yyyymmdd（注7）
42	一次判定結果	○	文字	2	（注2）
43	一次判定結果（認知症加算）	○	文字	2	（注2）
44	要介護認定等基準時間	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
45	要介護認定等基準時間（食事）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
46	要介護認定等基準時間（排泄）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
47	要介護認定等基準時間（移動）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
48	要介護認定等基準時間（清潔保持）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
49	要介護認定等基準時間（間接ケア）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
50	要介護認定等基準時間（BPSD関連）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
51	要介護認定等基準時間（機能訓練）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
52	要介護認定等基準時間（医療関連）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
53	要介護認定等基準時間（認知症加算）	○	数値 （注5）	4	要介護認定等基準時間を10倍した値
54	中間評価項目得点 第1群	○	数値 （注5）	4	中間評価項目得点を10倍した値
55	中間評価項目得点 第2群	○	数値 （注5）	4	中間評価項目得点を10倍した値
56	中間評価項目得点 第3群	○	数値 （注5）	4	中間評価項目得点を10倍した値
57	中間評価項目得点 第4群	○	数値 （注5）	4	中間評価項目得点を10倍した値
58	中間評価項目得点 第5群	○	数値 （注5）	4	中間評価項目得点を10倍した値
59	一次判定警告（配列）コード	○	文字	57	（注2）全ての警告を保持
60	状態の安定性	○	文字	1	（注2）
61	認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性	○	数値	4	認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性を10倍した値
62	認知機能及び状態安定性から推定される給付区分	○	文字	1	認知機能及び状態安定性から推定される給付区分 "1" = 予防給付 "2" = 介護給付
64	認定審査会予定日	○	日付	8	yyyymmdd
65	合議体番号	○	文字	6	
67	二次判定日	○	日付	8	yyyymmdd（注7）
68	二次判定結果	○	文字	2	（注2）

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
69	認定有効期間(開始)	△	日付	8	二次判定結果が「11:要支援」～「25:要介護5」の場合は必須、yyyymmdd(注7)
70	認定有効期間(終了)	△	日付	8	二次判定結果が「11:要支援」～「25:要介護5」の場合は必須、yyyymmdd
71	特定疾病コード	△	文字	2	被保険者区分コードが「2:第2号被保険者」の場合は必須(注2)
72	要介護1の場合の状態像	△	文字	2	(注2)
73	現在のサービス区分コード	○	文字	1	(注2)
74	現在の状況	○	文字	1	(注2)
75	訪問介護(ホームヘルプサービス)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
76	訪問入浴介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
77	訪問看護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
78	訪問リハビリテーション	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
79	居宅療養管理指導	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
80	通所介護(デイサービス)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
81	通所リハビリテーション	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
82	短期入所生活介護(ショートステイ)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
83	短期入所療養介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
84	特定施設入居者生活介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
85	福祉用具貸与	○	数値 (注5)	3	認定調査日に貸与している品目数
86	特定福祉用具販売	○	数値 (注5)	3	過去6月間の品目数
87	住宅改修(介護給付)	○	文字	1	当該住宅についての改修の有無「現在のサービス区分コード」が「1:予防給付サービス」の場合は、「2:なし」とする(注2)
88	夜間対応型訪問介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
89	認知症対応型通所介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
90	小規模多機能型居宅介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
91	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
92	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
93	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
94	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
95	複合型サービス	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
96	介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
97	介護予防訪問入浴介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
98	介護予防訪問看護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
99	介護予防訪問リハビリテーション	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
100	介護予防居宅療養管理指導	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
101	介護予防通所介護(デイサービス)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
102	介護予防通所リハビリテーション	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用回数
103	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
104	介護予防短期入所療養介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
105	介護予防特定施設入居者生活介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
106	介護予防福祉用具貸与	○	数値 (注5)	3	認定調査日に貸与している品目数
107	特定介護予防福祉用具販売	○	数値 (注5)	3	過去6月間の品目数
108	住宅改修(予防給付)	○	文字	1	当該住宅についての改修の有無「現在のサービス区分コード」が「2:介護給付サービス」の場合は、「2:なし」とする(注2)

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
109	介護予防認知症対応型通所介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
110	介護予防小規模多機能型居宅介護	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
111	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	○	数値 (注5)	3	認定調査を行った月のサービス利用日数
112	麻痺(左一上肢)	○	文字	1	(注2)
113	麻痺(右一上肢)	○	文字	1	(注2)
114	麻痺(左一下肢)	○	文字	1	(注2)
115	麻痺(右一下肢)	○	文字	1	(注2)
116	麻痺(その他)	○	文字	1	(注2)
117	拘縮(肩関節)	○	文字	1	(注2)
118	拘縮(股関節)	○	文字	1	(注2)
119	拘縮(膝関節)	○	文字	1	(注2)
120	拘縮(その他)	○	文字	1	(注2)
121	寝返り	○	文字	1	(注2)
122	起き上がり	○	文字	1	(注2)
123	座位保持	○	文字	1	(注2)
124	両足での立位	○	文字	1	(注2)
125	歩行	○	文字	1	(注2)
126	立ち上がり	○	文字	1	(注2)
127	片足での立位	○	文字	1	(注2)
128	洗身	○	文字	1	(注2)
129	つめ切り	○	文字	1	(注2)
130	視力	○	文字	1	(注2)
131	聴力	○	文字	1	(注2)
132	移乗	○	文字	1	(注2)
133	移動	○	文字	1	(注2)
134	えん下	○	文字	1	(注2)
135	食事摂取	○	文字	1	(注2)
136	排尿	○	文字	1	(注2)
137	排便	○	文字	1	(注2)
138	口腔清潔	○	文字	1	(注2)
139	洗顔	○	文字	1	(注2)
140	整髪	○	文字	1	(注2)
141	上衣の着脱	○	文字	1	(注2)
142	スボン等の着脱	○	文字	1	(注2)
143	外出頻度	○	文字	1	(注2)
144	意思の伝達	○	文字	1	(注2)
145	毎日の日課を理解	○	文字	1	(注2)
146	生年月日をいう	○	文字	1	(注2)
147	短期記憶	○	文字	1	(注2)
148	自分の名前をいう	○	文字	1	(注2)
149	今の季節を理解	○	文字	1	(注2)
150	場所の理解	○	文字	1	(注2)
151	徘徊	○	文字	1	(注2)
152	外出して戻れない	○	文字	1	(注2)
153	被害的	○	文字	1	(注2)
154	作話	○	文字	1	(注2)
155	感情が不安定	○	文字	1	(注2)
156	昼夜逆転	○	文字	1	(注2)
157	同じ話をする	○	文字	1	(注2)
158	大声を出す	○	文字	1	(注2)
159	介護に抵抗	○	文字	1	(注2)
160	落ち着きなし	○	文字	1	(注2)
161	一人で出たがる	○	文字	1	(注2)
162	収集癖	○	文字	1	(注2)
163	物や衣類を壊す	○	文字	1	(注2)
164	ひどい物忘れ	○	文字	1	(注2)
165	独り言・独り笑い	○	文字	1	(注2)
166	自分勝手に行動する	○	文字	1	(注2)
167	話がまとまらない	○	文字	1	(注2)
168	薬の内服	○	文字	1	(注2)
169	金銭の管理	○	文字	1	(注2)
170	日常の意思決定	○	文字	1	(注2)
171	集団への不応	○	文字	1	(注2)
172	買い物	○	文字	1	(注2)
173	簡単な調理	○	文字	1	(注2)
174	点滴の管理	○	文字	1	(注2)
175	中心静脈栄養	○	文字	1	(注2)
176	透析	○	文字	1	(注2)
177	ストーマの処置	○	文字	1	(注2)
178	酸素療法	○	文字	1	(注2)
179	レスピレーター	○	文字	1	(注2)
180	気管切開の処置	○	文字	1	(注2)
181	疼痛の看護	○	文字	1	(注2)
182	経管栄養	○	文字	1	(注2)
183	モニター測定	○	文字	1	(注2)
184	じよくそうの処置	○	文字	1	(注2)

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
185	カテーテル	○	文字	1	(注2)
186	障害高齢者自立度	○	文字	1	(注2)
187	認知症高齢者自立度	○	文字	1	(注2)
188	前回結果 麻痺(左一上肢)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
189	前回結果 麻痺(右一上肢)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
190	前回結果 麻痺(左一下肢)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
191	前回結果 麻痺(右一下肢)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
192	前回結果 麻痺(その他)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
193	前回結果 拘縮(肩関節)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
194	前回結果 拘縮(股関節)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
195	前回結果 拘縮(膝関節)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
196	前回結果 拘縮(その他)	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
197	前回結果 寝返り	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
198	前回結果 起き上がり	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
199	前回結果 座位保持	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
200	前回結果 両足での立位	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
201	前回結果 歩行	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
202	前回結果 立ち上がり	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
203	前回結果 片足での立位	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
204	前回結果 洗身	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
205	前回結果 つめ切り	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
206	前回結果 視力	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
207	前回結果 聴力	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
208	前回結果 移乗	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
209	前回結果 移動	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
210	前回結果 えん下	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
211	前回結果 食事摂取	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
212	前回結果 排尿	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
213	前回結果 排便	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
214	前回結果 口腔清潔	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
215	前回結果 洗顔	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
216	前回結果 整髪	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
217	前回結果 上衣の着脱	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
218	前回結果 スポン等の着脱	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
219	前回結果 外出頻度	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
220	前回結果 意思の伝達	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
221	前回結果 毎日の日課を理解	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
222	前回結果 生年月日をいう	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
223	前回結果 短期記憶	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
224	前回結果 自分の名前をいう	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
225	前回結果 今の季節を理解	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
226	前回結果 場所の理解	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
227	前回結果 徘徊	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
228	前回結果 外出して戻れない	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
229	前回結果 被害的	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
230	前回結果 作話	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
231	前回結果 感情が不安定	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
232	前回結果 昼夜逆転	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
233	前回結果 同じ話をする	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
234	前回結果 大声を出す	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
235	前回結果 介護に抵抗	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
236	前回結果 落ち着きなし	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
237	前回結果 一人で出たがる	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
238	前回結果 収集癖	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
239	前回結果 物や衣類を壊す	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
240	前回結果 ひどい物忘れ	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
241	前回結果 独り言・独り笑い	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
242	前回結果 自分勝手に行動する	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
243	前回結果 話がまとまらない	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
244	前回結果 薬の内服	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
245	前回結果 金銭の管理	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
246	前回結果 日常の意思決定	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
247	前回結果 集団への不適応	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
248	前回結果 買い物	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
249	前回結果 簡単な調理	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
250	前回結果 点滴の管理	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
251	前回結果 中心静脈栄養	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
252	前回結果 透析	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
253	前回結果 ストーマの処置	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
254	前回結果 酸素療法	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
255	前回結果 レスピレーター	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
256	前回結果 気管切開の処置	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
257	前回結果 疼痛の看護	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
258	前回結果 経管栄養	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
259	前回結果 モニター測定	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
260	前回結果 じょくそうの処置	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
261	前回結果 カテーテル	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
262	前回結果 障害高齢者自立度	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
263	前回結果 認知症高齢者自立度	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
264	前回結果 一次判定結果	△	文字	2	認定ソフト2009または認定ソフト2009 (SP3) で入力した前回結果の場合「一次判定用要介護状態区分コード」、認定ソフト2006で入力した前回結果の場合「認定ソフト2006の一次判定結果(前回結果のみ)」(注2) 前回結果を審査会資料に
265	前回結果 一次判定結果(認知症加算)	△	文字	2	認定ソフト2009または認定ソフト2009 (SP3) で入力した前回結果の場合「一次判定用要介護状態区分コード」、認定ソフト2006で入力した前回結果の場合「認定ソフト2006の一次判定結果(前回結果のみ)」(注2) 前回結果を審査会資料に
266	前回結果 要介護認定等基準時間	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
267	前回結果 要介護認定等基準時間(食事)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
268	前回結果 要介護認定等基準時間(排泄)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
269	前回結果 要介護認定等基準時間(移動)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
270	前回結果 要介護認定等基準時間(清潔保持)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
271	前回結果 要介護認定等基準時間(間接ケア)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
272	前回結果 要介護認定等基準時間(BPSD関連)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
273	前回結果 要介護認定等基準時間(機能訓練)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
274	前回結果 要介護認定等基準時間(医療関連)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
275	前回結果 要介護認定等基準時間(認知症加算)	△	数値	4	要介護認定等基準時間を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
276	前回結果 中間評価項目得点 第1群	△	数値	4	中間評価項目得点を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
277	前回結果 中間評価項目得点 第2群	△	数値	4	中間評価項目得点を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
278	前回結果 中間評価項目得点 第3群	△	数値	4	中間評価項目得点を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
279	前回結果 中間評価項目得点 第4群	△	数値	4	中間評価項目得点を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
280	前回結果 中間評価項目得点 第5群	△	数値	4	中間評価項目得点を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
281	前回結果 一次判定警告コード	△	文字	57	(注2) 全ての警告を保持前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須認定ソフト2006の場合は、空
282	前回結果 状態の安定性	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
283	前回結果 認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性	△	数値	4	「認知症自立度Ⅱ以上の蓋然性」を10倍した値前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
284	前回結果 認知機能及び状態安定性から推定される給付区分	△	文字	1	認知機能及び状態安定性から推定される給付区分'1' = 予防給付'2' = 介護給付前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
285	前回結果 申請日	△	日付	8	yyyyymmdd前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
286	前回結果 二次判定日	△	日付	8	yyyyymmdd前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
287	前回結果 現在のサービス区分コード	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
288	前回結果 現在の状況	△	文字	1	(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
289	前回結果 訪問介護(ホームヘルプサービス)	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
290	前回結果 訪問入浴介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
291	前回結果 訪問看護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
292	前回結果 訪問リハビリテーション	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
293	前回結果 居宅療養管理指導	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
294	前回結果 通所介護(デイサービス)	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
295	前回結果 通所リハビリテーション	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
296	前回結果 短期入所生活介護(ショートステイ)	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
297	前回結果 短期入所療養介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
298	前回結果 特定施設入居者生活介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
299	前回結果 福祉用具貸与	△	数値	3	認定調査日に貸与している品目数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
300	前回結果 特定福祉用具販売	△	数値	3	過去6月間の品目数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
301	前回結果 住宅改修(介護給付)	△	文字	1	当該住宅についての改修の有無(注2) 前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須

項番	項目名	必須	種別	最大 バイト数	備考
302	前回結果 夜間対応型訪問介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
303	前回結果 認知症対応型通所介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
304	前回結果 小規模多機能型居宅介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
305	前回結果 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
306	前回結果 地域密着型特定施設入居者生活介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
307	前回結果 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
308	前回結果 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
309	前回結果 複合型サービス	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
310	前回結果 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
311	前回結果 介護予防訪問入浴介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
312	前回結果 介護予防訪問看護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
313	前回結果 介護予防訪問リハビリテーション	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
314	前回結果 介護予防居宅療養管理指導	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
315	前回結果 介護予防通所介護（デイサービス）	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
316	前回結果 介護予防通所リハビリテーション	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用回数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
317	前回結果 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
318	前回結果 介護予防短期入所療養介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
319	前回結果 介護予防特定施設入居者生活介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
320	前回結果 介護予防福祉用具貸与	△	数値	3	認定調査日に貸与している品目数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
321	前回結果 特定介護予防福祉用具販売	△	数値	3	過去6月間の品目数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
322	前回結果 住宅改修（予防給付）	△	文字	1	当該住宅についての改修の有無（注2）前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
323	前回結果 介護予防認知症対応型通所介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
324	前回結果 介護予防小規模多機能型居宅介護	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
325	前回結果 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホ	△	数値	3	認定調査を行った月のサービス利用日数前回結果を審査会資料に掲載する場合、必須
326	前回識別コード	△	文字	3	新旧の認定ソフトを識別するコード（注3）

注意事項

- （注1）○は項目セット必須、△は条件により項目セット必須、スペースは項目セット任意、×は項目セット不要、－は項目対象外となります。
- （注2）各種のコードに関する内容の詳細については、次の記載を参照ください。
「認定支援ネットワークシステム改訂版に関する説明書（平成21年4月制度改定対応版）」
- （注3）各種のコードに関する内容の詳細については、次の記載を参照ください。
「認定支援ネットワークシステム改訂版に関する説明書 Rev 2.1（平成25年2月）」
- （注4）情報をユニークとするキー項目にキー順に番号を付番します。
- （注5）センタ送信情報（NC1251）においては「文字」となります。
- （注6）申請区分（申請時）コードが「更新申請」「区分変更申請」の場合は、「前回の認定審査会結果」、「前回の認定有効期間（開始）」、「前回の認定有効期間（終了）」の項目は必須となります。
- （注7）以下の場合はエラーとなります（ただし、認定申請情報（NC1201）は除く）。
- ・「二次判定日」<「調査実施日」
 - ・「二次判定日」<「意見書入手日」
 - ・「二次判定日」<「一次判定日」
 - ・「認定有効期間（開始）」<「前回の認定有効期間（終了）」 ※一部「更新申請」、「区分変更申請」は除く
 - ・「認定有効期間（開始）」<「認定申請日」 ※一部「更新申請」、「区分変更申請」は除く

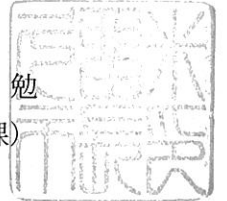
特記事項

職権および却下・取り下げ時の必須・任意・不要に関しては、「認定支援ネットワークシステム改訂版に関する説明書 Rev 2.1（平成25年2月）」の記載を参照ください。

1 民市第 290 号
令和元年 9 月 30 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 大久保 勉
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 24 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、

- 1 市が保有する住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【市民文化部市民課】

- 2 住民基本台帳の個人情報を観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【商工観光労働部観光・国際課】



【諮問案件】

福岡県が実施する外国人の就業に係るアンケート調査において、

- 1 市が保有する住民基本台帳の個人情報をもとに観光・国際課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【市民文化部市民課】

- 2 住民基本台帳の個人情報をもとに観光・国際課が福岡県に外部提供することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

【商工観光労働部観光・国際課】

○業務概要

福岡県（以下「県」という。）は、県内における外国人の就労に係る現状や課題を把握し、今後の外国人受入環境整備に係る施策等の検討に繋げるため、県全体で3,000人の外国人を対象としたアンケート調査を県内全域で実施することとしている。

県からは、各市町村における特別永住者を除く外国人数に応じて案分された人数分の情報を提供するように求められており、久留米市域においては、住民基本台帳を元に、特別永住者を除く18歳以上の外国人の中から295人を無作為に抽出し、提出することを求められている（別紙1）。

調査の具体的な調査項目及び内容については今後決定されるが、県によれば、対象者の就労状況（例として就業状況、雇用形態、業種、職種等）及び生活状況（例として生活上の困りごと等）について、40項目程度の調査がなされることが予定されているとのことである。

○目的外利用及び外部提供の公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

県から提供の依頼を受けているのは、住民基本台帳の個人情報であり、当該個人情報は市民課が保有している。県へ情報提供する場合、市民課が保有する当該個人情報を目的外利用して観光・国際課へ提供した上、観光・国際課から県に外部提供を行うことになる。

本調査は、就労環境及び生活環境の両面から外国人の受入環境を整備するための対応を検討するために行われるものであり、調査結果に基づいた施策の実施により、久留米市に在住する外国人の就労環境及び生活環境の改善が期待される。

加えて、調査後は県から久留米市に対し、久留米市の外国人に係る調査結果（調査項目毎に人数が集計されたもの）が提供される予定であり、久留米市における外国人の現状及び課題を把握するうえでも有益な情報を得ることができる。

また、本調査を信頼性の高いものとするためには、対象者の抽出について偏りがあるのではなく、無作為に抽出する必要があるため、住民基本台帳の個人情報を利用する必要がある。

これらのことから、県のアンケート調査に協力するため、住民基本台帳の個人情報を目的外利用すること及び県に外部提供することは、公益上の必要性が高いものとする。

なお、目的外利用及び外部提供に係る本人通知（条例第9条第4項）は、県からのアンケート依頼文に、住民基本台帳に登録された個人情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

○提供する個人情報の内容

住民基本台帳登録者(特別永住者を除く18歳以上の外国人) 295人
対象者の氏名、性別、郵便番号、住所、国籍、生年月日

○個人情報保護のための取組みについて

情報の提供先である県は、今回提供する個人情報について、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)に従い、管理及び利用することとなる。

また、県は個人情報保護のため、調査会社との委託契約において、受託者の守秘義務について次のとおり定めるとともに、別紙2のとおり個人情報取扱特記事項を定める。

(秘密の保持)

第 条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密及びデータ等を他人に漏らし、又は盗用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

○実施時期

調査対象抽出：令和元年10月下旬頃

アンケート実施：令和元年12月頃

1 国政第 7 0 9 号
令和元年 1 0 月 2 日

久留米市長 殿

福岡県知事 小川 洋
(企画・地域振興部国際局国際政策課)



福岡県外国人の就業等に係るアンケート調査における対象者の抽出について(依頼)

平成 3 1 年 4 月に新たな在留資格制度が施行され、今後さらに多くの外国人の方々が県内において就労・在住することが見込まれます。

県及び福岡県外国人材受入対策協議会(国、県、市町村、中小企業支援機関、受入業界団体等で構成)では、就労環境及び生活環境の両面から受入環境を整備するための対応を検討することとしていますが、本県の外国人については、その就労状況、就労意欲、コミュニケーション能力、生活環境等について、具体的な情報が乏しい状況にあります。

このため、これらの外国人の就業等に係る現状や課題を調査し、把握・分析するため、県内に居住する外国人を対象にアンケート調査を実施します。

この調査は無作為に抽出した外国人へ個別に調査票を配布して調査する必要があるため、貴市の住民基本台帳から調査対象者を抽出する必要がありますので、公務御多用の折とは存じますが、下記のとおり住民基本台帳からの調査対象者抽出に御協力くださるようお願いいたします。

記

○抽出対象者(目的外使用する個人情報の内容)

住民基本台帳登録者(特別永住者を除く 1 8 歳以上の外国人) 2 9 5 人
対象者の氏名、性別、郵便番号、住所、生年月日、国籍

○抽出する情報の年月日

令和元年 1 0 月 2 0 日現在(これにより難しい場合は直近において可能な年月日)

○提供いただく方法

紙媒体による情報一覧

○個人情報保護のための取組み

調査対象者については、個人情報の安全を確保します。また、個人情報保護のため、調査会社との委託契約において受託者の守秘義務について定めるとともに、県規定による個人情報特記事項を定めます。

○提出期限

令和元年 1 0 月 3 1 日(木)

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
2. 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

- 第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所等の特定)

- 第5 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(持出しの禁止)

- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

- 第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への研修)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(事故報告)

第12 乙は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(調査)

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

(指示及び報告)

第14 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第15 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、この契約による事務に関して取り扱う個人情報の取扱状況を記録し、甲に報告しなければならない。

(運搬)

第16 乙は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。